

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句または数字は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

(配点 20 点)

民事訴訟における審判の対象は、訴訟上の請求である。訴訟上の請求は、たんに請求と呼ばれることもある。

原告は、請求を特定するために、訴状に請求の(ア)を記載しなければならない。請求の(ア)によっては請求を特定することができない場合には、請求の(イ)を記載する必要がある。請求の(ア)および(イ)の記載に不備がある場合には、裁判長は、相当の期間を定めて、原告に不備の(ウ)を命じ、原告がその期間内に不備を(ウ)しない場合には、命令で訴状を却下しなければならない。

裁判所は、原告が特定した請求の範囲を超える判決をすることができない。たとえば、原告が被告に対して特定物の引渡しのみを求めている場合に、被告に金銭の支払を命じる判決をすることはできない。その根拠となる条文は、民事訴訟法(エ)条である。これは、処分権主義の下で、裁判所は、審判の対象の設定に関する当事者の意思を尊重し、介入しないことを表している。

判決主文の判断は、原告が申し立てた請求の(ア)に対応する。そのため、確定判決の(オ)の範囲は、請求の範囲と一致することになる。

II. 必要的共同訴訟には 2 種類がある。それぞれの名称を挙げなさい。

(配点 8 点)

III. 債権者 X が主債務者 Y に対して提起した主債務の履行を求める訴え(前訴)において、X の請求を棄却する判決が確定した。その後 X は、Y の保証人である Z に対して保証債務の履行を求める訴え(後訴)を提起した。

後訴においては、XY 間で主債務の不存在について既判力が生じていることが問題になった。X は、「前訴判決の既判力は Z には及ばない、前訴では Y が主債務を弁済したとの理由で X が敗訴したが、Y が主債務を弁済した事実はない」と主張した。これに対して Z は、「Z は Y と実体法上の依存関係にあるので、XY

間で主債務の不存在について既判力が生じている以上、XZ間でも主債務は存在しないものと扱われるべきである」と主張した。

Zの主張はどのような理論に基づくものか。(1)「ZはYと実体法上の依存関係にある」ことの具体的内容、および(2)Zの上記主張が認められるとした場合、「Yが主債務を弁済した事実はない」とのXの主張を後訴裁判所はどのように扱うべきかに言及しつつ、7行程度で説明しなさい。

(配点:22点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄ア～クに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～②に当てはまる最も適切な刑事訴訟法の条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書、前段・後段まで特定すること。）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点 30 点）

刑事訴訟法（ ① ）は、「公訴事実、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」と規定して、できる限り訴因を特定することを求めている。

起訴状の訴因の記載が明確でない場合、裁判所は、検察官に（ ア ）を求め、検察官がこれを明確にしないときには、訴因が特定されていないものとして（ イ ）判決（ ② ）をすべきことになる。

どの程度具体的に犯罪事実を表示すれば、（ ① ）の要件を満たすのかについては、訴因の機能として（ ウ ）を他の犯罪事実から（ エ ）するという面を重視する見解と、犯罪事実の（ エ ）では足りず、その程度を超えて被告人の（ オ ）の行使に十分な程度に記載することを要するとの見解があるが、裁判実務では概ね（ エ ）説の立場に立った運用が定着している。

最大判昭和 37 年 11 月 28 日（刑集 16 卷 11 号 1633 頁）は、「犯罪の日時、（ カ ）及び方法は、これら事項が、犯罪を構成する要素になっている場合を除き、本来は、罪となるべき事実そのものではなく、ただ訴因を（ キ ）する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されているのであるから、犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない（ ク ）がある場合には、前記法の目的を害さないかぎりの幅のある表示をしても、その一事のみを以て、罪となるべき事実を特定しない違法があるということとはできない。」旨判示した。

Ⅱ 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。 (配点 20 点)

- 1 捜査機関が令状に基づいて捜索差押えを実施する場合、処分を受ける者に対して令状を呈示しなければならないとされている趣旨 (5 行)
- 2 刑事訴訟法に明文で規定されている、勾留されている被疑者・被告人の身柄を解放するために弁護人が採り得る手段 (5 行)

[このページは空白です。]